

## 第7回日米文化教育会議最終コミュニケ

- 第1. 第7回日米文化教育会議は、1974年6月17日から20日まで、日本国、東京において開催され、両国の政府、学界、報道界、財界、政界及び美術界の各分野からの代表及び専門家が会合し、2年前に行われた前回会合以来の両国間の文化及び教育面の交流状況と、将来における理解の拡大強化の方策を検討した。
- 第2. 会議は、国際交流基金が昨年行つたアメリカの諸大学及び学者に対する寛大な寄贈を特に満足の意をもつて注目し、また、日米間の文化交流の一層の拡大のための財政的援助をもたらすアメリカ側の立法の可能性に関心をもつて注目した。
- 第3. 会議は、相互理解を促進するというこの会議の機能は、1961年池田勇人首相とジョン・ケネディ大統領との間の合意により設立されたこの会議の独特の性格に由来するものであることに思いを新たにしました。

この会議の行動と勧告は、両国における民間や政府の諸関係機関や個人の同意と協力、さらにはこれら関係者が日米理解促進のためにその才能と精力を結集する能力に基礎をおくものである。

この会議の主要な活動は、各種の小委員会に委ね

られているが、これら小委員会は、両国の民間における指導的な専門家によつて構成され、政府の代表も出席している。

会議は、両国間の文化関係の改善は、政府と民間団体双方の協力と合同の努力により、最もよく達成されるものであることを十分に認めるものである。

政府の政策や手続が関連する分野においては、この会議の勧告は、文化関係の改善に対する障害をさらに縮小ないし除去することを容易にすることが出来る。さらに、その示唆や構想の多くはその目的のために設置された小委員会を通じて両国の民間団体により実行に移されている。

会議は、現在その一般的な枠組の下で行われている活動が増大していることを認め、引続きその活動の範囲を拡大し、両国民の間の文化的交流を広げる必要のあることを認めて、次のことに合意した。

1. 既に存在するマスメディア、博物館交流及び国際理解教育に関する小委員会に加え、米国研究と日本研究につき小委員会を設置する。

- 2 この会議が開催されない年に開催される日米文化教育協力に関する合同委員会をより一層この会議の運営委員会として活用し、日米関係の現状を評価し、新たな努力が必要とされる分野を見究め、また次回会議のためにそれらの新分野に取り組むための勧告をとりまとめるものとする。
- 3 両国政府に対し、現在進行中のカルコンの諸活動に充分の支持と職員による援助を与えるよう要請する。

会議は、以上のような諸措置によりこの会議が1) 変貌する必要性に適応し、2) 理解促進のための努力の基盤を拡大し、また、3) 将来の両国間の文化教育関係において有効で想像力に富む指導性を発揮することが出来るよう希望を表明した。

第4 本会議は、次の専門分野における諸問題を審議した。

A、国際理解教育

1. 1973年ハワイのヒロ市における合同委員会で  
行われた勧告に従い、国際理解教育小委員会が初等・  
中等学校レベルの米国における日本についての教育及び日本にお  
ける米国についての教育に関して、各種の可能性を検討し、特  
に必要とされるべき点を確認し、共同勧告を実行す  
るために設置された。

本小委員会は、第7回日米文化教育会議に先立ち  
2回の会合を開催した。本会議は、この分野での基  
本的原則を最初に審議し、次のとおり合意した。

イ 基本的に必要なことは、若い世代の人々の間に  
文化の多元性をに対する評価と国際性を促進する  
ことである。

ロ 国際理解教育は、相互依存の世界において益々  
緊密化しつつある社会で生活する能力を児童・  
生徒に付与すべきである。

ハ 国際理解教育は、他方の国民及び文化について  
のよりよき理解につながるものとなるのみならず  
自らの文化への理解を増進する手段ともなるべき  
である。

ニ 日米両国において、それぞれ相手国の文化について教育することは、全面的な国際理解教育の一環と考えるべきである。

ホ 教育政策及び教育制度の面で両国に存在するかも知れない大きな相違にかんがみ、相手国についての教育を進展させるため採用されるべき諸計画の内容及び方法は、それぞれ異なるものとなるかも知れない。

2. 本会議は、小委員会が、本会議に提出した次の諸勧告に同意した。

イ 日本の文部省とアメリカ合衆国の教育局は、次の初等・中等学校教育に関連する5つの問題について適切な調査を実施する責任を有することが合意された。

- (1) 国家ないし州の政策声明及び教課課程の要件
- (2) 教科書
- (3) 姉妹都市関係の計画
- (4) 教育者及び学生の交換及び訪問計画
- (5) 相手国についての教育に関連する教材  
研究成果、研究集会等

ロ、初等・中等学校における相手国についての学習の改善のための3カ年の共同研究計画を実施するよう合意された。その第一部は相手国について学ぶのに必要な方法及び教材の改善について検討するための専門家による二国間会議である。第二部は、他方の国を深く研究し、ついで、カリキュラム改善についての勧告を準備し、教師用手びき書を起草する教師及びカリキュラム専門家のチームによる共同研究である。

ハ、国際理解教育の改良のため教育者の交換及び訪問の果す重要な役割を認識し、本会議は、教育者の交換及び訪問計画は各種の形で改善し、拡張すべきことを勧告する。

ニ、相手国において製作された教材についての情報を利用出来るか、また、教師がそのような教材をどこまで容易に利用出来るか及びそのような情報及び教材自体を教師により容易に利用させるための組織をつくることが可能かを判定するため調査を実施することを勧告する。

## B コミュニケーションギャップとマスメディア

1. 両国それぞれの環境の違いを考慮に入れた上で、日米両国の特派員があらゆるニュース源に十分に接し得るようになれば、ニュース・カバーが最もよく実現されるものと思われる。この観点に立つて、日米文化教育会議は日本における取材源とプレスクラブの段階的な開放に力づけられるとともに、それを支持するものである。このような進展は、日本外国特派員協会、日本新聞協会及び国際新聞編集者協会が種々のプレスクラブの協力の下に共同に行つた努力の成果である。
2. 米国及び日本の編集者による二国間会議は、1970年11月にその第1回会合を開いたが、これに基き1973年9月に報道関係者の交換が開始された。このような交換を更に毎年継続する計画は好ましいことである。
3. 両国における長期及び短期滞在の新聞及びテレビ特派員のために適切なブリーフィングその他の便宜供与を更に拡大することが望ましい。
4. テレビジョン関係では、同分野の活動に関して第6回日米文化教育会議で出された5つの勧告が実現されつつあることが評価された。

5. 更に、(a)日本で製作されたテレビジョン用資材の利用のために、交換制度を確立するための措置が講ぜられるべきこと、(b)秀れたテレビドキュメンタリーや娯楽番組の販売のため日本の放送団体が米国において販売代理店を得るための援助が与えられるべきこと、(c)日本人の生活様式についての一層の理解を助けるために、正規教育における適切な教材の使用に関する新たな方途が開拓されるべきことの3点が勧告された。
6. 両国の放送局の間で、テレビジョン番組を相手国の視聴者に適するようなものにする方法の検討がなされるよう勧告された。
7. 日米両政府の適当な機関が、教育の目的のためテレビジョン資材の交換を更に促進するために関係する国際協定と関税手続を再検討することが要請された。



## C、博物館交流

過去2年間の実り多い博物館交流の結果をふまえて、この会議は、次の勧告を行つた。

1. 日米文化教育会議の米国における博物館交流に関する小委員会は、日本国の文化庁に対応する役割を果たすものとする。この小委員会は、日本からの展覧会の開催にさいして諮問機関としての助言を与えるものとする。
2. 日米両国間に、さらに展覧会の交流が行われることが要望される。たとえば、
  - イ、米国独立200年祭を記念して、米国における博物館のコンソーシアムから日本に送る展覧会。この展覧会は、米国の博物館で観賞し得るすべての文化を代表する最も質の高い展示物で構成されるものとする。この展覧会は、アメリカ合衆国の発展に多大の貢献をしたすべての文化に対する米国人のたいなる尊敬の念を反映するものとなるらう。
  - ロ、1977年又は1978年に米国の博物館において開催する日本の美術品の大規模な展覧会。
  - ハ、米国の民芸の日本における展覧会。この展覧会には、出来れば、関係の民芸作家たちの会場における作技のデモンストレーションが行われることが望ましい。

- ニ、随時の名作展に加え、各種のワン・マン・ショウ及び特定の流派又はテーマに関する特別研究の展観。
3. 美術品の取扱い及び保存に関する技術的研究の重要性は、重要な関心事である。この問題を評価し、具体的な示唆を提出するため、日米両国に60日ないし90日以内に技術専門家とキュレーターの双方が参加する研究グループが設置されるよう勧告される。また、これらの研究グループは、美術品の取扱い及び保存の基準について意見を交換し及び勧告を行うため、1年後に会合するよう勧告される。このグループは、定期的に会合するものとする。
4. 美術に関する重要な著作の出版及び翻訳について適当な専門家の助言を求めるべきである。
5. 両国政府当局は、美術書、スライド等の教育資材について関税を免除する目的のため、税関規則及び手続を再検討するよう要請される。

## D 米国研究

この会議は、最近の日本国における米国研究の不断の進展を満足の意をもつて注目した。しかし、日本人の学者にとつては、米国から学ぶことの方が米国について学ぶことよりも多くの進展を見たことが強調された。即ち、日本人の学者は、米国の社会科学、人文科学及び自然科学から多くのことを学んできたが、米国それ自体についての研究に対する彼等の関心を深める必要がある。

この会議は、また、日本国における米国研究は、既に極めて専門的なレベルに達しているが、一方この研究の成果が日本以外の諸国に英訳を通じて殆んど提供されていないことを認識した。

かかる認識に留意し、日本国における米国研究を強化し、またその研究の成果を他の諸国により多く利用させるため、この会議は、次の勧告を行つた。

1. アメリカ文明に関する日本人の研究の英訳出版を実現するため、両国において新たな努力を行うことが必要である。この会議は、1973年6月ヒロ市で開催された合同委員会会議において当初勧告された米国研究についての日本人の学者の最も優れた論文に対し年次賞を設定する構想に賛同

し、また米国独立200年祭を記念し、優れた学問上の業績に対する賞を設定した最近の米国の発表を歓迎した。

- 2 日本国における米国研究の促進のため、米国及び日本国において資金面の支持を獲得するための新たな努力を払うことが要請される。この点については、多くの職業分野における将来の日本の指導者、特に高等学校の社会科及び世界史の教員の訓練のため、米国史の講座が特に重要となろう。
- 3 米国への発注書籍の入手が異常に遅延している問題を解決するため、特別の注意が要請される。
- 4 夏季休暇旅行で米国を訪問する日本人教師に対し、訪問期間中の特別講義及びセミナーによつて米国文明に関する充実した背景説明を行えるように米国のアメリカ学会の協力が要請される。

5. 優秀な日本人学生は、日本での大学学部課程の一環として、米国において1年間米国に関する研究を行うことができるよう奨励されるべきである。

この点に関して、この会議は、日本の大学が米国で履修された学業に対する学位授与に至る単位付与の制度を引き続き推進していることを満足の念をもつて認めるとともに、さらに日本の各大学が、異種文化間理解拡大のための一方途として、外国での真摯な学業に対する単位付与の努力を一層促進することを要請する。

6. 本会議は、日本の各大学におけるアメリカ研究の普及度に関する調査報告を在日合衆国教育委員会（ブルライト委員会）が作成している努力を評価し、この報告が1975年の次回日米合同委員会の会合までに完成されることを希望する。

この会議は、米国独立200年祭の一環として1976年に、アメリカ研究に関する国際会議を米国で開催するとの計画を承認した。また、日本側の同会議への参加が確約された。この会議は、また、1975年に、米国独立200年祭の一環として、東アジア及び太平洋諸国の参加の下に日本国において日本アメリカ学会の協力を得て開催されるアメリカ

## E、日本研究

会議は、米国における日本研究の基本的諸傾向について検討した。大学院教育及び主要大学における研究の強化、学部課程における日本研究に興味を有する学生の増加、現代日本及び日本の伝統文化に対する学界及び一般国民の関心の拡大及びこれら活動に対する公的及び私的な援助の増大等が基本的傾向として検討の対象となつた。

全体的にみて、これらの傾向は、米国における日本研究が意義深い新たな局面に入つたものとして歓迎された。しかし、現存する旧来の弱点の中で、次のような必要性が、特に緊要なものと認められた。

1. 語学研究の強化。日本語教育を改善するため国立国語研究所に新たな部が最近設置されたことが歓迎された。在京 / / 大学連合日本語研究センターは、非常に重要な役割を果しているので、同センターの運営を引き続き確保することが両国の利益に合致するものと認められた。
2. 図書館資料の充実—主要教育機関における研究資料、教育及び視聴覚資材、大学の学部におけるより小規模で全般的な資料の収集等を含む。
3. より多数の欧米人聴講者のための日本に関する

研究成果の利用可能性。

4. 米国の社会科学研究者の授業及び研究に日本研究を十分に含めること。

他方、米国の日本研究の新たな局面は、早急に配慮すべき新らしい問題を投げかけるものである。

1. 日本研究の中で、法律、経済学、社会学及び心理学等のように十分な数の専門家が存在しない分野がいまだ多くある。
2. 日本に対するアメリカ人の興味を増大させるためには、米国における数千の学部レベル大学に日本研究をより効果的に普及させる非常な努力が明らかに必要である。
3. これらの活動の資金に関係する諸機関は、援助を求める学者や研究所に一覧表を作成するなりして関係情報を提供すべきである。
4. 文化的及び教育的活動のための資金の流れの増大が奨励されるよう日本の税金関係手続が調整されるようにとの希望が表明された。
5. 最後に、米国における日本研究に関する日米間の対話の必要性にかんがみ適当な日本側関係者から米国における日本研究の状態を調査・論評するのがよい。

研究に関する地域会議の提案を歓迎した。この会議は、同地域会議の準備企画を行うための日米調整委員会を設置することを勧告した。



## 第5 将来の計画と企画

1. 両国間の旅行者が増加していることを考慮し、会議は、これら旅行者が訪問国に対する理解と評価を高めるために、特別の努力を払うべきであると信ずる。これは、旅行者による交流が日米両国民の間の理解を促進し、関係を改善するために、重要な役割を果たすことが出来ることを認めるからである。
2. カルコンが、その進捗状況を検討し、全般的な日米文化関係の現状を評価することを容易にするために、両国において研究がなされるべきである。もし、そのような研究が有益であれば、行動様式や相手国に対する態度及び両国間文化活動における傾向について同じような検討を将来においても行うこととする。
3. 会議は、次の全体会議を1976年米国において開催し、また、日米財界人会議と併行して、一回ないし二回会議を開催するより努力すべきことにつき意見が一致した。このような取り扱いは、双方の関心分野の間の相関関係を更に強く認識せしめるのに役立つものと考えられる。